



目 次

告 示	ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (2件) (漁業管理課)	1
○公共測量の終了の通知 (7件) (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	2
公 告	
○令和4年度製菓衛生師試験の実施 (業務衛生課)	3
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
○換地処分公告 (")	3
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (4・8 掲示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	3
高知県労働委員会告示	
○あっせん員候補者の氏名等	4

告 示

高知県告示第457号の2

くろまぐろ (30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、漁業法 (昭和24年法律第267号) 第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別 (令和4年4月) の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年4月10日から同月30日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和4年4月8日 (掲示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第477号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社エースワン 代表取締役 中山 太陽
- 届出者の住所
高知市薊野南町28番12号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
エースワン潮江店
高知市仲田町5番35号 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エースワン 代表取締役 中山 太陽
高知市薊野南町28番12号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社エースワン	代表取締役 中山 太陽	高知市薊野南町28番12号

- 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年11月26日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,398平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数
57台
 - 駐輪場の収容台数
25台
 - 荷さばき施設の面積
42平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量
24.8立方メートル

- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社エースワン	午前0時	午後12時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午後6時から午後10時まで
- 届出年月日
令和4年3月25日
 - 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
高知市役所
 - 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

高知県告示第478号

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

- 届出事項
 - 発起人の住所及び氏名
須崎市 濱田 勝
" 林 幸生
" 村上 一
 - 加入区の名称
野見加入区
 - 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
野見漁業協同組合
- 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
令和4年4月22日から同年5月6日まで
- (2) 縦覧場所
野見漁業協同組合

高知県告示第479号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
土佐清水市 網野和芳
" 太田茂幹
" 竹内長男
- (2) 加入区の名称
下ノ加江加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
令和4年4月22日から同年5月6日まで
- (2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合下ノ加江支所

高知県告示第480号

農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から令和3年8月高知県告示第706号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年3月18日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第481号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和3年11月高知県告示第940号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第482号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和3年

11月高知県告示第941号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第483号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和3年11月高知県告示第942号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第484号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和3年11月高知県告示第1006号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第485号

国土交通省四国地方整備局長から令和3年12月高知県告示第1031号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第486号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和4年2月高知県告示第108号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年3月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和4年4月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 南国伊野
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山梶谷字柿ノ平559番1地先から高知市土佐山梶谷字地藏谷1631番1まで	前	5.1 }	84
	後	22.6 }	
高知市土佐山梶谷字地藏谷1631番1	後	26.3	84

高知県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年4月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 南国伊野
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山梶谷字丸岩淵626番2から高知市土佐山梶谷字若山東802番1まで	前	3.7 }	115
	後	10.1 }	
		25.7	115

高知県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年4月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山梶谷字 牛渡瀬836番1から 高知市土佐山梶谷字 牛渡瀬1687番2まで	前	5.1	114
		11.0	
高知市土佐山梶谷字 牛渡瀬836番1から 高知市土佐山梶谷字 牛渡瀬829番1まで	後	17.8	114
		30.9	

公 告

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定により、令和4年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時
令和4年7月20日(水)午後2時から午後4時まで
- 2 試験の場所
高知市本町五丁目6-42 高知会館
- 3 試験手数料
9,400円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)
- 4 受験願書の提出期間
令和4年6月3日(金)から同月10日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和4年6月10日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験願書の提出先
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課
- 6 合格者の発表
令和4年8月3日(水)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。

また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、中村国営土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の出出があった。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	西村 節男	幡多郡黒潮町出口394番地1
(就任)		
理事	吉福 猛	幡多郡黒潮町出口175番地5

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営中山間地域総合整備事業に係る安芸地区(八丁換地区)の換地処分を令和4年3月24日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により清水第三土地区画整理組合が行う土佐清水都市計画事業清水第三土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和4年4月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 組合の名称
清水第三土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
土佐清水市天神町11番2号
- 3 設立認可の年月日
平成2年11月13日
- 4 事業施行期間
変更なし
- 5 施行地区
変更なし

- 6 変更認可の年月日
令和4年3月31日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の5分の1の数は、11,932人である。

令和4年4月8日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第67号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、166,098人である。

令和4年4月8日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第68号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年4月8日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,447人
室戸市・東洋町選挙区	4,431人
安芸市・芸西村選挙区	5,911人
南国市選挙区	13,096人
土佐市選挙区	7,549人
須崎市選挙区	5,902人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,541人
土佐清水市選挙区	3,813人
四万十市選挙区	9,440人
香南市選挙区	9,309人
香美市選挙区	7,387人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,016人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,194人
吾川郡選挙区	7,918人

中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区 9,199人
 佐川町・越知町・日高村選挙区 6,591人
 黒潮町選挙区 3,123人

 労働委員会告示

高知県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

令和4年4月22日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学名誉教授 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日
藤原 潤子	特定社会保険労務士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成14年3月18日
高林 藍子	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	令和2年3月18日
参田 敦	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	令和4年3月18日
久保 誠	高知県労働委員会事務局長	令和2年4月2日
小松 正延	高知県労働委員会事務局次長	令和3年4月1日
小溝 智子	高知県労働委員会事務局審査調整員	平成31年4月4日
池澤 研吉	日本労働組合総連合会高知県連合会会長	平成26年7月3日

	高知県労働委員会委員（労働者委員）	
筒井 敬二	高知県労働組合連合会執行委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成28年3月18日
市川 稔道	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	令和2年3月18日
佐々木 徹	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟高知県支部支部長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	令和4年3月18日
山岡 千佳	情報産業労働組合連合会高知県協議会議長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	令和4年3月18日
加藤 稔	株式会社ソフテック代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成24年3月19日
三宮 昌子	株式会社高知銀行常務取締役 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成30年3月20日
野村 茂	土佐酸素株式会社代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	令和4年3月18日
片山 弘紀	株式会社ミロクテクノウツド代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	令和4年3月18日
沖田 良二	高知県経営者協会理事	令和4年3月18日

高知県労働委員会委員（使用者委員）	
-------------------	--